

一般廃棄物処分手数料に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり規則を改正したので、お知らせします。
各事業者におかれては、納期限内に納付いただきますよう、改めてお願いいたします。

記

1 改正内容

手数料の滞納者に対する措置の変更

(伊勢広域環境組合一般廃棄物処分手数料に関する条例施行規則の一部改正)

搬入停止措置は、納付すべき手数料の滞納日数が150日に達したときに適用できることとします。

2 施行年月日

令和2年4月1日

参考（改正後の規定）

○ 伊勢広域環境組合一般廃棄物処分手数料に関する条例施行規則（抜粋）

（手数料の滞納者に対する措置）

- 第4条 条例第4条の規定により手数料を納期限までに納付しない者（以下「滞納者」という。）に対し、管理者が伊勢広域環境組合清掃工場（以下「清掃工場」という。）への一般廃棄物の搬入を停止させることができる場合は、滞納者が納付すべき手数料の滞納日数が150日に達したときとする。
- 2 第2条ただし書に規定する申請により1箇月分を一括納入している者（以下「一括納入者」という。）が、その手数料を納期限までに納付しない場合は、搬入の都度、手数料を現金で徴収（以下「現金徴収」という。）することができる。ただし、管理者が現金徴収できる場合は、納付すべき手数料の滞納日数が90日に達したときとする。
- (1) 一括納入者の滞納者に対し、現金徴収を行うときは、現金徴収を開始する日の5日前までに滞納者に書面で通知しなければならない。
- (2) 一括納入者の滞納者に対し、現金徴収している場合にこの原因となる手数料の滞納を解消しても、第2条ただし書に規定する申請はできないものとする。
- 3 管理者は、第1項に規定する停止を行うときは、清掃工場への一般廃棄物の搬入停止を開始する日の30日前までに当該滞納者に、搬入停止予告通知書（様式第1号）により通知しなければならない。この場合において、一般廃棄物収集運搬業許可を所管する構成市町にも合わせて通知するものとする。
- 4 管理者は、前項の通知を受けた滞納者がなお滞納手数料の全額を支払わないときは、当該滞納者に対し、搬入停止通知書（様式第2号）による通知を行った上で、搬入を停止することができる。この場合において、一般廃棄物収集運搬業許可を所管する構成市町にも合わせて通知するものとする。
- 5 管理者は、第1項の規定により搬入を停止された滞納者が次の各号のいずれかに該当したときは、清掃工場への一般廃棄物の搬入の停止を速やかに解除しなければならない。この場合において、一般廃棄物収集運搬業許可を所管する構成市町にも合わせて通知するものとする。
- (1) 滞納手数料の全額を納入したとき。
- (2) その他管理者が特に必要があると認めるとき。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢広域環境組合
管理者

搬入停止予告通知書

下記の一般廃棄物処分手数料について、納期限が経過していますが、未だ納入されていません。
滞納手数料の全額の納入がないときは、一般廃棄物の搬入を停止することになります。

記

搬入停止予定日	納期限	滞納手数料
年 月 日		

この通知書到達前に既に納入済であるときは、整理中の行き違いですからご容赦ください。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢広域環境組合
管理者

搬入停止通知書

下記の一般廃棄物処分手数料について、先に搬入停止予告通知書を送付いたしましたが、未だ納入されておりませんので、伊勢広域環境組合一般廃棄物処分手数料条例第4条及び同条例施行規則第4条の規定により一般廃棄物の搬入を停止します。

記

1 搬入停止日 年 月 日

2 滞 納 額 円

上記の滞納手数料の全額が納入されたことを確認した後に一般廃棄物の搬入の停止を解除します。